

A GUIDE TO CAPTIVE INSURANCE

キャプティブとは何か

キャプティブの設立は単に会社を設立するというだけでなく、新たな保険会社を設立することである。

キャプティブは保険会社以外の親会社により設立される保険会社もしくは再保険会社である。キャプティブの保険業務は親会社、グループ会社のリスクを引き受けることで、法的な賠償責任リスクも含んでいる。

世界の大企業上位500社の75%以上がキャプティブを保有しており、世界中に約7000近くのキャプティブが設立され、収入保険料は1,000億USドルを超える。

アジア太平洋地域では、多くの大規模な多国籍企業がビジネスの効率性を促進する一つの重要な要素としてキャプティブを認識し始めている。2017年のエーオン・アジアマーケット・レビューによると、アジア太平洋地域でキャプティブ保有の意味について今までにないほど理解が進み、その結果キャプティブ採用率の増加が、アジアの企業がキャプティブをリスクマネジメントおよびリスク削減の為に使おうとしている傾向を示している。

なぜキャプティブを設立するのか

キャプティブ設立のメリットは下記のようなものがあげられる。

- ・ 保険化できないリスクを担保する
- ・ 自社の保険プログラムを管理し、保険料支払いの安定化も図る
- ・ 再保険市場へ直接アクセスすることにより、保険料の支払いを削減できる
- ・ 納税額のメリットを享受する
- ・ グループ企業すべての企業が個別に設定している免責金額を一つに統合できる
- ・ 保険会社、再保険会社への依存度を軽減させる
- ・ グループ企業を保険市場の市場変動周期から守る

どのようなキャプティブの組成がラブアンIBFCでは可能か

次にあげるキャプティブの組成が可能である。

- ・ ピュア/シングル・キャプティブ
- ・ グループ/アソシエーション・キャプティブ
- ・ マスターレスタ・キャプティブ
- ・ レスタ・キャプティブ
- ・ プロテクトセル・キャプティブ (PCC) *
- ・ マルチオーナー・キャプティブ

ラブアンに設立されたキャプティブは以下の業務が可能である

- ・ 元受保険会社、もしくは再保険会社が行う業務
- ・ 財物保険、新種保険、未必利益保険の引き受け。生命保険を引き受ける際には別のキャプティブを設立する必要がある
- ・ 再保険市場にアクセスし、卸売価格での再保険取引

*ラブアンプロテクトセルカンパニー (PCC)

ラブアンプロテクトセルカンパニー (PCC) はラブアンの会社として設立するか、既存のラブアンの会社を変更することでできる。それは「セル」を形成することができる有限責任の法人組織である。

ラブアンのPCCは

- ・ コアと呼ばれるオーナーの資産でセル以外の資産。
- ・ 分離され個々の資産が保全されているいくつものセルで構成されている

コア、そしてそれぞれのセルは分離した法人ではないが、セルは他のセルと分離した法人格を持つ。個々のセルは、ラブアンPCCの傘のもとに独立し効率的な業務運営が可能となる。

なぜラブアンIBFCでキャプティブ組成を検討するのか

- ・ ラブアンIBFCは実体性を可能にする行政管轄区である
 - 世界的に導入されている経済協力開発機構 (OECD) による税源浸食と利益移転 (BEPS : Base Erosion and Profit Shifting) に基づく行動計画の実施には、キャプティブを設立する上でキャプティブを含むすべての法人が実体性を明らかにすることが求められており、その実体性を明示することが可能なドミサイルである。
 - ラブアンIBFCは下記要素により高いコスト効率で実体性を確保している
 - 世界的に認知されている規制の枠組み
 - 業務を進めやすい法制度
 - 選択肢の豊富なリスクマネジメント事業体
 - 廉価な運営費用
 - マレーシアクアラ Lumpur に近接しており、機動性が高い
 - アジア主要都市との時間差があまりない
- ・ マレーシア保険市場へのアクセス
- ・ 再保険会社からの再保険の受再も可能
- ・ ラブアン金融監督局の承認が必要だが、第三者のリスクを引き受けることも可能
- ・ キャプティブに求められる資本規制が他のドミサイルに比べて競争力がある
- ・ 多数の保険会社、再保険会社の存在により、保険・再保険市場に容易にアクセス可能

どのようにキャプティブを設立させるか

設立が実行可能かどうかを調査（フィージビリティスタディ）

起こり得る保険事故の概要分析

有資格アンダーライティングマネージャー / キャプティブマネージャーを通して
ラブアン金融監督局にキャプティブ免許の認可を申請

ラブアンの信託会社 / 会社秘書役を通してラブアンIBFCに法人登記

キャプティブマネジメント会社 / 有資格アンダーライティングマネージャーを任命

取締役および会社秘書役を任命

免許認可後、保険引受および年間キャプティブ免許料の支払い

キャプティブ設立の為に何が必要か

1. 申請者は下記の最低資本金額を、ラブアンIBFCにある銀行口座にどの国の通貨でもいいので保持しておくなくてはならない。

ピュア/シングル・キャプティブ グループ/アソシエーション・キャプティブ マルチオーナー・キャプティブ	300,000リンギット相当額
マスターレンタ・キャプティブ PCC キャプティブ	500,000リンギット相当額

2. 申請者は
 - ・ ラブアンに十分な保険知識、経験のある業務運営チームにより管理されるオフィスを開設する。あるいは、
 - ・ 資格のあるラブアンのキャプティブマネージャーを任命する
3. キャプティブの取締役や代表者をラブアン金融監督局の承認前に任命する
4. ラブアンIBFCの保険業協会であるLabuan International Insurance Associationの会員になることが求められる

FOR MORE INFORMATION, LOG ON TO WWW.LABUANIBFC.COM

LABUAN IBFC INCORPORATED SDN BHD (817593D)

SUITE 3A-2, LEVEL 2 BLOCK 3A
PLAZA SENTRAL, JALAN STESEN SENTRAL
KL SENTRAL, 50470 KUALA LUMPUR
MALAYSIA

TEL +6 03 2773 8977

FAX +6 03 2780 2077

EMAIL info@libfc.com

Labuan IBFC Incorporated Sdn Bhd, the official promotion and marketing agency for Labuan International Business and Financial Centre, Malaysia

Disclaimer:
This document provides general information on Labuan IBFC and should not be relied upon when formulating business decisions, nor should it be treated as a substitute for professional advice pertaining to particular business circumstances. While all information herein has been prepared in good faith, no representation or warranty, expressed or implied, is made and no responsibility or liability will be accepted by Labuan IBFC Incorporated Sdn Bhd or Labuan Financial Services Authority as to the accuracy or completeness of this document. Further, this document does not include any statement or opinion with regard to the laws governing Labuan IBFC or Malaysia and specific legal advice should always be sought from qualified lawyers and/or professional advisors. In addition, this document is not directed to any person in any jurisdiction where (by reason of that person's nationality, residence or otherwise) this publication or availability of any services offered within it, is prohibited and deemed unlawful. Please note that information contained herein is subject to change without prior notice.